様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日2022年12月26日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ふじふいるむびーあいやまがたかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　 富士フイルムＢＩ山形株式会社  （ふりがな）　さいとう　たかし  （法人の場合）代表者の氏名　 斎藤　隆 印  住所　〒990-2492  山形県山形市鉄砲町二丁目１７番４８号  法人番号　9390001002114    　情報処理の促進に関する法律第３１条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取組について | | 公表日 | 2022年12月9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社公開ホームページ「DX推進の取組について」  <https://fujifilm-fbyamagata.com/eigyo/2022/12/5626>  P1､P2､P3 | | 記載内容抜粋 | ■市場認識(P3)  　現状のIT基盤ビジネスは成長の鈍化を予測。複合機を起点としたDX関連ビジネスを成長させることで成長を目指すことを公表している。  ■経営ビジョン(P1)  VUCAワールドの到来により先行き不透明な社会情勢の中、デジタル技術の活用によりDXを牽引し、お客様の事業成長と地域社会の課題解決に取り組むことで、地域社会全体の発展に貢献していく事を目指し、  『「デジタル技術の活用」による「社会課題の解決」を戦略に取り入れ、地域社会やお客様の成長に貢献する「社会にとって、なくてはならない会社」を目指す！』  と公表している。  ■ビジネスモデルの方向性(P2)  持続的に成長していくための経営戦略ツールとしてSDGsを核としたビジネスモデルを構築すべく、  『当社スローガンの「つなぐ」で提供するデジタルサービスを成長戦略とし、実現に向けたエコシステムの要素のひとつとしてSDGsを位置付け、SDGsから導き出される社会課題の解決をビジネスチャンスと捉えます。』  と公表している。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　当社商品・サービスでデジタル化を進展させ、デジタルデータの活用により、SDGsを核とした課題解決へ積極的に取組んでいく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関である取締役会にて承認された方針に基づき内容作成。  作成された内容は取締役会の承認のもと公表。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 富士フイルムBI山形　DX推進の取り組について | | 公表日 | 2022年12月9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社公開ホームページ「DX推進の取組について」  <https://fujifilm-fbyamagata.com/eigyo/2022/12/5626>  P4,P5,P6,P7 | | 記載内容抜粋 | ■重点戦略(P4)  １．お客様への価値提供と顧客満足度の更なる向上(P5)  当社主力商品である複合機を起点とした紙のデジタル化と、ICTインフラサービスによるデータ共有を図り、経営改革に向けたデータ活用によるDX推進へ繋げる。  ２．言行一致によるDX推進(P6)  社内において、法制度改正対応・業務プロセス改革・内部統制に取組む上で、ICTシステムを見直してDX化を促進し、社内DXの取組事例をお客様課題に照らし合わせて提案することで、社内外にてDX推進を牽引する。  ３．デジタル活用による営業スタイル変革(P7)  SFAとグループウェアを活用した、「データドリブン」な営業活動を強化するとともに、リアルな営業活動とデジタル技術を併用したハイブリッドな営業活動により営業スタイルを変革し、顧客接点強化と生産性向上を図る。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関である取締役会にて承認された方針に基づき内容作成。  作成された内容は取締役会の承認のもと公表。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社公開ホームページ「DX推進に向けた取組について」<https://fujifilm-fbyamagata.com/eigyo/2022/12/5626>  P8,P9,P10 | | 記載内容抜粋 | ■DX戦略推進体制を公表。CDXO(最高DX責任者)を兼務する代表取締役社長の斎藤、DX推進の管掌役員として取締役の佐藤（CDXO補佐）が経営のリーダーシップを取ることを公表している。(P9)  ■環境変化に対応できるように教育の仕組みを整備し、継続的なリスキリングによりデジタル人材の育成を図り、従来の複合機販売に特化した営業スキルを「DX社会にも通用するスキル」へ変革することを公表している。(P10)  ■富士フイルムグループのみならず、パートナーや他業種企業も含めた協働マーケティングによるオープンイノベーションを展開し、新たな市場領域・ビジネス領域で価値を共創することを公表している。(P8) |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社公開ホームページ「DX推進の取組について」  <https://fujifilm-fbyamagata.com/eigyo/2022/12/5626>  P6,P11 | | 記載内容抜粋 | ■ワークスタイル変革、法令対応（基幹システム）、業務デジタル化・自動化、営業力強化、に向けたITインフラ基盤を整備。(P6)  今後のITシステム投資に関しては、経営・業務・ITを三位一体で改革し、データドリブンな経営を実現するために、全社最適な標準化システムを構築していくことを公表している。(P11) |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 富士フイルムBI山形　DX推進の取り組み | | 公表日 | 2022年12月9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社公開ホームページ「DX推進の取組について」  <https://fujifilm-fbyamagata.com/eigyo/2022/12/5626>  P3,P10 | | 記載内容抜粋 | ■DX関連ビジネスの売上構成比率(P3)  ・現状　20％⇒5年後　40%  ■DX人材育成(P10)  　・営業プロセス変革に向けた社内勉強会  　　全従業員受講  　・ITパスポート資格新規取得  　　全従業員の50%以上  　・DX検定資格取得  3名(2023年) |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年12月9日 | | 発信方法 | 当社公開ホームページ「DX推進の取組について」  <https://fujifilm-fbyamagata.com/eigyo/2022/12/5626>  P1 | | 発信内容 | 経営メッセージとして下記を発信。(P1)  『不透明さが増す中、私達はSociety5.0の実現やSDGsの活動を通じて 「つなぐ」をキーワードに、地域課題の解決に貢献し「社会にとって、なくてはならない会社」になることを目指しています。  そして、これらの課題解決の鍵となるのが“デジタル技術です”。デジタル技術で、さまざまな人やモノを「つなぐ」事で新たな価値を生み出し、長年にわたり培ってきたお客様やパートナー企業との関係性を活かし、企業と企業、そして地域を「つなぐ」役割で、山形の企業の成長と地域の豊かな未来へ“DX”を牽引してまいります。』と公表している。  また、DX推進の進捗状況は、(P9)の「DX戦略の全社展開プロセス」で公表しているプロセスを経て経営者へ報告し、必要に応じてホームページ等を通して経営メッセージを発信していく。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ■経済産業省 DX推進指標による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力している。また、診断結果を基にDX分科会で改善策を検討し、改善案を取締役会にて議論している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2006年頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ■「サイバーセキュリティ経営ガイドライン2.0」に則りISMSを構築して運用しており、定期的に情報セキュリティ監査を実施し、指摘事項に対して是正措置を実施している。  　適用規格：ISO/IEC 27001:2013、JIS Q 27001:2014  登録番号：IC06J0178    ■情報セキュリティ方針を当社ホームページ上に公開。  <https://fujifilm-fbyamagata.com/wp-content/uploads/2021/09/5c3dd600bed60ec1b8c0e7a139069469.pdf> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。